

村上保男著

## 穀物価格政策の構造

八

仁

書評・農業政策の構造

村上保男著『穀物価格政策の構造』

斎藤仁著『日本の米価政策』

この本のねらいは、日本の米価政策がいかなる階級の社会経済的利害にもとづいてうち出されたものであるか、ということと、更に、その政策がどのような役割をもつものであったか、というなどを、経済の発展構造との関連において明らかにしようとするところにある。ところで、こういった、いわば米価政策の独自性があるように思えるのは、氏のこの研究が、政策によって用いられた生産費の概念と現実の農民の生産費に対しても、従来の諸研究以上に重い位置をあたえ、たちいた考察をしていることによるのである。そして、この点で、この研究は高く評価されようと思ふし、事実教えられるところも多いのである。

この本のねらいは、日本の米価政策がいかなる階級の社会經濟的利害にもとづいてうち出されたものであるか、ということと、更に、その政策がどのような役割をもつものであったか、ということを、経済の發展構造との関連において明らかにしてやうとするところにある。ところで、こういった、いわば米価政策の社會經濟的意義を解明しようとする研究は、これまで出されたかぎりでも、村上氏のハーバードの「二年生」によ

策の社会経済的意義を解明しようとする研究は、これまで出されたかぎりでも、村上氏のいわれるよう枚挙にいとまないほどあるといつていい。そこで、村上氏のこの研究の独自性であるが、それは、問題の解明にあたって生産費なるものをかなり

書評 村上保男著『穀物価格政策の構造』

初から本題に入らずに、まずイギリスの穀物条例の歴史的な展開の過程をあとづけ（第一章）、さらに古典学派——主としてスマスとリカアド——の価値論の批判（第二章）をおこなつてゐる。なぜこのような接近のしかたをしているかといえば、それは次のような考え方が基礎にあるからである。つまり、イギリスの穀物条例についていえば、それは「最も古典的な穀物価格政策の典型であり、その生成と発展そして消滅のなかに穀物価格政策の階級性を明確に認めることができる」（まえがき、二頁）。いいかえれば、日本の米価政策の basic 理念は日本だけの特殊なものではなくて、資本主義社会に普遍的なものであり、その普遍的な理念はイギリスの穀物条例の歴史的展開構造のうちに典型的に存在する、という考え方である。もうひとつ、古典学派の価値論を批判するのは、「我国の米生産費調査に使用されている中庸生産費概念は、古典学派の生産費価値論の經營学的側面をうけついだものである」（まえがき、二頁）という考え方方が基礎になっているのである。このように、村上氏にあつては、穀物条例と古典学派の価値論とは、それぞれ、日本の米価政策と、その政策がよりどころとした生産費概念のいわば原型をなすものとしてとらえられ、そのみでとくに章を設けてややたちいた考察がおこなわれているわけである。

しかし、みぎのような考え方はどうであろうか。まず、穀物

条例と古典学派について村上氏のようなうけとり方をするにしても、日本の米価政策を主題とするばあいには、それらを主題とは別に章を設けて議論しない方がよかつたのではないか、むしろ主題の裏側に置いて主題の中におりこんで論じた方がよくはなかつたか、という問題があるであらう。しかし、そのことよりも、むしろ、穀物条例と古典学派の価値論は、日本の米価政策とその基準となつた生産費概念の原型でありうるか、といふ点で、われわれは疑問をもたざるをえない。そのわれわれの疑問の根拠をかいづまんでのべればばぎのごとくである。

まず、穀物条例からいえば、村上氏の理解は、大体において通説にしたがつておられるようと思われる。つまり、名譽革命以後の穀物条例は、重商主義的な財政政策という色彩の強いものから、次第に農業保護的な性格のものに変化していくが、一八一五年二月の条例をもつて、あきらかにもっぱら地主階級の利益を擁護するものとなり、それにたいして資本家階級の闘争が自由貿易運動としておこなわれ、四六年の条例の廢止をもつて資本家階級の勝利がつけられる、というのである。そして、また、かかる過程は、資本主義の展開が必然的にもたらした過程である、というのである。そこで、はたして、みぎのようないくつかの過程は、日本の穀物価格政策（米価政策）にとって、原型たりうるか、どうか、ということが問題である。

日本の穀物政策は、村上氏によれば、「地主制が自由に自己の利害を強力に主張しえた短期間明治末期から（大正中期まで）を除けば、……一般には中庸農民保護の側面をもちえた」（まえがき、二頁）とされる。日本の米価政策のこのような規定については、あとにのべるよう多く多くの疑問をさしはさまざるをえないものであるが、しかし、ここでは、さしあたり氏自身の規定にしたがつて議論をすすめることとしよう。そうすると、つぎのようなことになる。すなわち、イギリスのばあいには、「自由放任」は、まさに地主階級にたいするブルジョアジーの要求であり、その利益をいみしたのに、日本のばあいには、「自由放任」は地主階級の利益をいみする。またおなじことだが、イギリスの場合に、ブルジョアジーの政策は、穀物価格をできるだけ引下げることにそのねらいがあつたのにたいして、日本のばあいには、逆に中庸農民を保護するにたるだけの線に引上げることにあつた。——こうして、日本の米価政策についての氏自身の理解にしたがつて考へても、穀物条例のいみするところと米価政策のいみするところは、ちょうど逆の関係にあると見ざるをえないよう思うのであるが、どうであろうか。

そもそも日本の資本主義の発展は、村上氏のいわれるようないくつかの時期とほぼ一致した。それ故日本資本主義の発展（は）イギリ

スのような先進資本主義の歩んだ典型的なコースとかなりちがつたもの」（八三頁）とならざるをえなかつたのであって、小農保護的な、そのいみで価格引上の穀物価格政策を日本のブルジョアジーがとらざるをえなかつたのは、ここに――つまり、イギリスのように小農民を徹底的に分解させつゝ純粹な資本主義社会をつくることができず、また独占段階になつてからはますますそうならざるをえなかつたところに――その一切の根源がある、とわれわれは考える。いかえれば、日本のブルジョアジーは、反穀物条例闘争において地主階級に対抗しつつしめられたいたいギリスのブルジョアジーの純粹な資本の論理を貫徹させることができなかつたのである。こうして、穀物条例をめぐる地主とブルジョアジーとの闘争、その闘争におけるブルジョアジーの勝利は、まさに資本主義の自由主義段階の穀物政策の原型をなすものであつても、帝国主義段階の原型をなすものではありえない、と考えなければならないのではないか。

つぎに、古典学派の価値論についてのべよう。村上氏は、スマスとリカードについて、かれらが、究極的な価格規定要因を流通過程ではなく生産過程の内部にもとめながら、しかも、スマスにあつては支配労働価値説と投下労働価値説とのいだをさまで、リカードにあつては、一応投下労働価値説を貫こうとしたがら、かえつて価値と価格との不一致に困惑した、との

べ、これは私経営的な「生産費」概念が、価値の現象形態であり、外的範疇にほかならないことに思いたらなかつたためである、といわれる。古典学派の価値論についての、およそこのような理解のしかたは、マルクスの『剩余価値学説史』に依拠するものであつて、少なくともマルクス経済学の分野において通説となつてゐるものといつていい。問題は、村上氏が、日本の米価政策がよつてもつて基準とした生産費概念なるものが、この古典学派の価値論の私経営的な側面——つまり、価値を構成価値説的に生産費としてとらえる側面——をうけついだものであり、そのいみで古典学派の価値論は日本の米価政策の生産費概念にとつていわば原型を提供する、と考えておられる点にある。

そもそも、価格政策がみずから基準とすべき価格をもとめるばあいには、直接にか、間接にか——パリティ価格のばあいは基準時を媒介にするといふいみで間接的である——生産費をとりあげざるをえないのではなかろうか。そして、その生産費は、「価格の構成要素」を合計することによつてもとめざるをえないのではなかろうか——もともと、そういうても小農の場合は、労賃部分や自給部分をいかに把握するかという問題が重要な問題として残るのであるが、その点は当面の問題ではない——。ところが、村上氏は、日本の米価政策における生産費調査は「価格の構成要素から価値量を求める」と考へてゐる」(一四〇頁)のだ、といわれ、さらに、それゆえにこういつた生産費調査は原理的に「古典学派の生産費価値論をうけついだものである」(一四〇頁)とされるのである。

そこで、われわれの疑問は、まず、そもそも価格政策における基準価格の調査なるものは価値量を確定するための調査であることだし、また政策にとってその必要はまったくないからである。具体的におさえることができるのは、市場価格と個別經營の生産費だけであろう。それは、何も農業、あるいは日本のような小農業だけがそうであるばかりではない。一般にそうなのである。そして、また、政策にとってもそれでもまったく充分である。たしかに、村上氏のいわれるよう、生産費なるものは私経営的概念である。しかし、問題は、政策が私経営的概念を用いたということそれ自体にあるのでは決してなく、いかえれば価値概念を用いなかつたということにあるのではなくて——そういうことはそもそもできないし、また必要もないのだから——、政策がよつてもつて基準とした生産費が具体的にいかなる生産費であつたか、という点にあるのである。つまり、ここでの問題にかんするかぎり、政策が古典学派の価値論をそ

の理念としてうけついだとか、うけつがないとかいうことは、議論としてあまり意味のないものだ、と考えられるのである。ここまでくると、またつぎのような疑問も出てくる。それは、生産費概念はまさに私経営的なものであるとしても、そしてそれが古典学派をなやませたものであるとしても、それは一体「古典学派の私経営学的側面」をいみするものであろうか、ということである。生産費は、むしろ古典学派がとかねばならぬ問題として、またついにときえなかつた問題として、古典学派のまえにおかれたにすぎなかつたのではないか。そうだとすると、それは、何も「古典学派」の専有概念ではないはずである。

日本の米価政策の生産費調査に関連させてあえて「古典学派」をひきあいにださるをえなかつたのは、どういう根拠にもとづいているのであらうか。まさか、村上氏は、日本の米価政策もまた価値と価格との矛盾になやみ、それをときえなかつた、それゆえ古典学派にたいする批判は日本の米価政策にたいする批判に通じる、と考えておられるわけではないであらう。われわれは、この点でも氏の議論のたてかたについて疑問をもたざるをえないのである。

以上、村上氏が日本の米価政策のいわば原型として穀物条例ならびに古典学派の価値論をとりあげたことについての疑問をのべたのであるが、穀物条例についての氏の分析と古典学派に

づいての氏の分析は、それぞれ単独にとりあげれば、かなりよくまとまつた分析だといつていい。しかし、そこでも、若干の問題がないわけではない。ただ、ここでは、氏の本論である日本米価政策の分析にたいして紙数をさきたいので、穀物条例の分析について二、三気のついた点をのべることとする。

### 三

村上氏は、イギリスが穀物の輸出国から輸入国に転じた一七六五年以後一八一五年までの穀物条例を、「重商主義的な財政政策としての性格を失い、新しく農業保護的性格をおびつつその終末に向つていった」(三三頁)といわれる。それはそれで問題がないと思うが、ただこのような転換を「輸入抑制から輸出抑制への……転換」(一三頁第二節標題)としてつかまえられる点には疑問がのこる。たしかに、一七七三年の条例では、輸入が「実質的に自由輸入に近いものをかちえた」(一六頁)し、また「輸出には不便」(一六頁)になつたとみていいであらう。そして、それは、たしかにイギリスが穀物輸入国になつたことの反映であろう。しかし、その半面で、村上氏もいわれるようにな一七九一年および一八〇四年の条例に示された輸出禁止価格および実質的な自由輸入価格限度の上昇は、穀物輸入の増大を

現実の背景としてもつてることを考えると、たとえ名目的な関税による実質的な自由輸入を認めたとはいへ、農業保護的性格をもつてきた」(二〇頁)と考えざるをえない。つまり、ここでは、穀物条例が輸入抑制的な機能をもつたという点が重要なのである。

一七六五年をさかいでしてイギリスが穀物輸出国から輸入国に転じ、それに応じて条例もその性格を変化させながら、なお、自由に放任すればもっと輸入が増大し、その結果国内の市場価格も低下したのであらうのに、そういう自由なうごきがある程度でも抑止したのである。そして、そのいみでそれは、農業保護的性格をもつたのであるが、それはまた他面からいえばブルジョアジーの地主階級にたいする妥協をいみするものであつた、と考えなければならないであろう。この点で一七六五年から一八一五年の条例は、もちろん近代社会の陣痛期にふさわしく、なおその性格に不安定なものがありながら、輸入抑制といつよりもむしろ輸入抑制という面をとらえた方がいいのではなかろうか。これが第一の疑問である。

第二の疑問は、一八一五年の条例とその廃止をめぐる闘争についての理解に関連する。村上氏の理解は、つぎのような構造になつてゐるようである。すなわち、一五年の条例はますます農業保護的性格を強め、地主階級の利益に奉仕した。ここで、

それについする反対勢力も強くなつていつた。この反対勢力にとって好条件となつたのは、ヨーロッパ諸国およびアメリカの穀物価格が低廉で、輸送費も低く、イギリスの国内穀物価格に優に匹敵し、あるいはそれを下廻るほどであり、そのためには彼らの国からの輸入を増大させることができたということである。——およそこういつた論理構造は、卒然とうけとれば別に問題はないようであるが、しかし、この時期におけるイギリスとヨーロッパ諸国、アメリカとの関係を充分念頭にいれていわれていることかどうか、という点で疑問が残るのである。つまり、ヨーロッパ及びアメリカからの穀物の輸入価格は、単純に安かつたというよりも、むしろ、この時期にはイギリスの工業生産物がそれらの後進地方にたいする輸出力を確保し、その結果として、それらの国からの穀物輸出がおこなわれる、という関係ができていただけで、それらの国々の穀物価格はいわば比較生産費説的に安かつたのだ、と考えなければならないであろう。

ここでは、産業革命の結果イギリスが「世界の工場」となり、他の諸国がいわば「イギリスの農場」たらしめられた点、そして、そういう関係によつてイギリスが自らの資本主義を確立した点が重要なのである。そのような関係を、たんに、ヨーロッパ諸国やアメリカのような穀物を低価格でイギリスに輸出し

うる国がこの時期にあつたので、穀物条例の廃止が促進されたという風にとつてしまふと、議論がやや平板に流れてしまふことになるのではなかろうか。つまり、氏のようにいつてしまふと、資本主義の典型的な確立のためには、どうしても農産物の自由な輸入が必要であったという点がぼやけてしまふことになりはしないか、と考えられるのである。

穀物条例の分析についてのもうひとつのは、「自由貿易運動の勝利は、イギリス資本主義の躍進をもたらすことによつて、一八七八年に始まる恐慌につらなるものであつた。そして、この時期は……イギリス農業がいわゆる一九世紀農業恐慌におそわれ始めた時期であつた。それ故穀物条例の廃止は、この一九世紀農業恐慌の法制的準備期であり、それに連なるものでもあつた。」（五四頁）とする氏の理解にかかる疑問である。ここで、氏が一九世紀末の大恐慌と農業恐慌などをどのように関連させてとらえておられるのか、はつきりしないのであるが、いずれにせよ、穀物条例の廃止が大恐慌を準備し、農業恐慌を準備したと考えておられるることはたしかであろう。しかし、そういう考え方には、あまりにも論理を短絡させた考え方ではなかろうか。

#### 四

本論である第三章の日本の「米価政策の構造」の分析に入る。村上氏は、まず石渡貞雄氏の『農産物価格論』の時代区分

一九世紀末の大恐慌については、後進国ドイツの重工業国としての抬頭を考慮にいれて考えなければ、うまくとけないのである。

にしたがつて時代区分をされる。第一が、原始的蓄積期であり、明治の初年から二〇年ごろまでがそれにあるとされる。第二が、産業資本主義期であり、明治二〇年代から第一次大戦の時期をふくむ。第三が、それ以後の独占資本主義期であるが、これは第二次大戦をさかいにして、ふたつの節にわけて考察される。ここでひとつ気になるのは、明治二〇年代から大正中期までが、産業資本主義期として一括されていることである。これは、やはり、資本主義が比較的自由主義的なかたちで確立し、発展をしめした二〇年代・三〇年代と、独占資本主義への過渡期的様相をしめす四〇年代以降とにわけて考察した方がよかつたのではないか。この点は、またあとで、米価政策に即して疑問を提示したい。

さて、最初に「原始的蓄積期」（第一節）についてであるが、村上氏は、この時期におこなわれた政府による米穀買上げと、やはり政府による輸出という政策を、「地租確保」という至上命令に従属したものであり、本来の農業政策、農産物価格政策であるよりは財政政策の一部でしかなかつた」（一〇二頁）といふように総括される。しかし、氏の行論のなかからよみとれることは、この時期の米穀政策がたんに地租確保のために買米をおこなって米価をある一定限度に引上げたということだけではない。政府の買米制度は、ある時には払下を通じて「人民保護」

的機能をもはたしているし、また、より重要なこととしては官営輸出というかたちで政府に正金をえさせているのである。これら地租確保以外のいみを、氏はなぜ総括規定からおとされたのであろうか。それから、もうひとつ、この時期の米穀政策は、政府による買米というかたちを通じて、客観的には、農民をより深く商品経済にまきこみ、その分解を促進するといふみをもつた、ということにもつと注意が払われてもよかつたのではないか。村上氏の規定では、原蓄過程の政策の消極的側面だけが強く出すぎているように思われる。そういう消極面とともに、客観的には資本主義の急速な確立の、こになるという積極的ないみをもつた面を、具体的にとりあげてほしかったと思うのである。

つぎに、第二の「産業資本主義期」（第二節）であるが、ここでの氏の総括的な結論はつぎのようになされたえられている。——「地主と産業資本階級との間に行われた産業資本主義期の米価をめぐる対立は、地主階級の一応の勝利に終つた。その結果米価騰貴が人民保護を著しく阻害しないかぎり放置され、自由な価格形成が地主階級に齎した増大せる地代確保のために小農民の収奪が強化された」（一二二頁）。このようなこの時期の米価政策の性格規定にたいして、われわれはいくつかの疑問を呈せざるをえない。

第一の疑問は、まことにものべたことだが、この時期の米価政策を、一貫して自由放任的性格をもつものであった、と規定してしまっていいのであるうか、という疑問である。二〇年代・三〇年代は、たしかにそういうのである。しかし、われわれは、やはり、明治四三年の関税定率法の改正を、米価政策の農業保護政策への転換をしめすあきらかな徵表としていみづけた。村上氏もまた、この点で一応おなじような理解をしめされるのである。氏は、四三年の関税定率法の改正によれて、「この改正によつて輸入関税は從来の一〇〇斤當り六四錢から一円に引上げられ農業保護的色彩を持つた」(一〇三頁)といわれる。ところが、氏は、大正期に入つての外地からの移入米関税の撤廃を重視する。そして、それは「一応農業保護論調に敗北し退却しなければならなかつた」ブルジョアジーの低米価への積極的な要求が消えざることなく発展した結果である、といわれるのである。

ここで、氏がよつてもつてこの時期の米価政策の基調とされる「自由放任」が、地主階級の勝利をいみするかと思えば、また別なところではブルジョアジーの勝利をいみしている、という論理の不一致気がつく。しかし、その点はつぎにのべることとして、ともかくも、ここで氏が、四三年の関税定率法の改正にみられる農業保護的色彩を一応みとめながら、それをいわ

ば偶然的なものであり、実質的ないみのないものであるとしてしまつておられることはあきらかである。それでは、氏は、四年の改正以後この時期を通じてずっと、国内米価の騰落に応じて関税率の操作による輸入米調節がおこなわれたという事実をどうみておられるのであらうか。また、大正三年の「米価調節ニ関スル法律案」の策定や四年の米穀買上げ措置やおなじく四年の米価調節調査会の設置をどう解釈されるのであらうか。これら的事実にかんして、氏はまったく言及されておらないのであるが、それは、これらの事実が、植民地移入米の自由化という事実のまえには、無視してよい事実であった、と考えておられるからであろうが、それならそうで、われわれは、そのことの証明がほしいと思うのである。

それはさておき、われわれは、むしろ、四三年の関税定率法の改正の時期を劃期として、米価政策は、「自由放任」から農業保護へと、その性格を転換させたといつていいのではないか、と考えるのである。もちろん、植民地移入米について関税障壁を撤廃するという措置はあつた。しかし、それはブルジョアジーの低米価への積極的な要求が勝ちをしめた結果である、とうよりは——もちろん障壁を設けたばあいにくらべて米価を低める作用はもつけれども——、むしろ農業国たる植民地を統治するための政治的必要からうちだされた措置であるとみるべき

ではなかろうか。

つきの疑問は、「自由放任」がブルジョアジーにたいする地主階級の勝利をいみし、その利益に奉仕するものであつた、という理解についての疑問である。さきにみたように、村上氏には、他方で自由放任をブルジョアジーの地主階級にたいする勝利とする理解がある。そういう理解がありながら、しかし結論としては、逆に地主階級の勝利を強調されるのである。そして、その間の論理の展開は、つきのようになされているようである。

すなわち、まず四三年以後の関税による米価政策は、八木芳之助氏『米価及米価統制問題』のいうように、その内地米価の引上げにたいする効果は「寥々たるもの」にすぎず、したがつて、実質において「放任」にひとしかつた。そして、事実上、この時代の米価は、農業生産力の発展テンポの相対的なおくれと需要の増大の故に「放任」しておいても一貫して騰貴する傾向をもち、その結果地代が価値額として増騰した。「四三年の関税率改正に当つて地主階級が輸入関税率を引上げたのも、このような経済的有利性を根拠としている」(一一一頁)。つまり、この時代の米価は地主階級にとって有利だったら、その有利性をますます強固なものにするために輸入関税率を引上げたのである。ところが、この輸入関税率の引上げも、実質において「放任」にひとしかつた。「それ故『米価放任』は地主擁護の

色彩が強い政策であった」(一一一頁)ということになる。

以上、われわれの付度をくわえながら、氏の論理をたどつてみたのであるが、この時期の米価政策が実質において「放任」政策であつたという理解についての疑問はさきにのべたとおりである。ここではしばらく氏のいわれるところに従つておくとしても、次のような疑問がどうしても出てくるのである。それは、「放任」しておいても騰貴する米価を、なぜさらに引上げようとしたのであるか、という疑問である。この疑問にたいして、それはさらに引上げても実質においては「放任」と変らなかつたからだ、といつてすますわけにはいかないであろう。そもそも、すでにほぼ明治三〇年ころをさかいとして、穀物の輸入国になつていた当時の日本において、「放任」政策がとられるとはれば、それは地主階級の利害をではなくて、ブルジョアジーの利害を代表するものとなるはずである。そういう「放任」の方針を、ある程度でも阻止することこそが、地主階級の利益を擁護することになるのではないか。実さい村上氏も、一応はそういうかたちでつかまえておられるのであるが、しかし、途中までくると、「放任」は地主階級の利益を擁護するものであり、地主階級のブルジョアジーにたいする勝利をいみするものだつたということになつてしまふのである。

みぎのような論理の矛盾を調和しようとすれば、「放任」政策

によってブルジョアジーも地主階級とともに利益をえた、とでもいわなければならぬが、氏の考え方たは、そういう考え方たなのであらうか。それとも、氏は、第二次大戦中や終戦直後の時期のように何らか積極的に米価を引下げる政策がとられたなかぎり、ブルジョアジーの地主階級にたいする勝利という関係は生れないと考えておられるのであらうか。いずれにせよ、われわれにはきわめて理解しがたいのである。穀物輸入国が「放任」政策をとつて、しかもそれによつて国内価格が下らなかつたとすれば、その時は、せいぜい、そのブルジョアジーの政策は地主の利益を積極的に損うことがなかつた、といふうにすぎないであらう。それを、積極的に地主階級の勝利に帰すのは、何といつても無理なやりかたではなかろうか。

ところで、われわれは、さきにのべたように、この時期の米価政策を一貫して「放任」政策であったと規定することはできないと考へる。明治四三年以来の輸入米にたいする関税政策とそのほかさきにあげたようないくつかの施策を重視し、それを農業保護政策への転換をしめすものとみるのである。それでは、こういつた転換をもたらした要因は何であつたか、ということになるであらうが、それは明治四一年から大正五年にかけての農業恐慌である。村上氏のかかげておられるデータ（四三表）では、この時期の米価は一貫して騰貴をつづけているようであ

らわれているが、しかし、それは氏のデータが五年ずつ一まとめにして平均した数値をとつてゐるからで、一年ずつとつていて、こういった農業の恐慌状態こそが、多くの論議をまきおこし、政府をして保護関税政策をはじめとするいくつかの保護措置をとらしめた要因である、ということは、当時の資料をかえりみれば、ただちにあきらかになることである。ところが、氏は、これらの諸点についてまつたく注意をはらわないのである。

しかし、はたして、それならば、米価低落にたいする措置としてとられた四〇年代以後の政策は、地主階級の利益を擁護するものだつたといえるであらうか。もちろん、米価の低落防止ないし引上げは、地代所得を維持し、あるいは引上げることに役立つであらう。そのかぎりで、四〇年代以後の政策は地主階級の利益に奉仕したといつていゝのであるが、しかし、それだからといって、これをただちに地主による地主のための政策だとしてしまふわけにはいかないであらう。というのは、すでに二〇〇年代、三〇〇年代を通じて（日露戦争当時の高率関税は別として）、米価政策はまさに文字通り「放任」政策たる性格をか

くとくしていたのであり、そのいみでブルジョアの地主階級

## 五

にたいする勝利は、日本の資本主義の確立とともに決定的になつていただからである。比喩的にいえば、日本の「穀物条例」はすでに廃止されていたわけである。したがつて、四〇年代以後の保護政策は、不徹底なものであつたにせよ、基本的に、ブルジョアジーによる小農保護政策としての性格をもたざるをえないであろう。たとい、その利益が多く地主に帰属したとしても、それはいわば隨伴現象であつて、基本的な性格は、小農保護的なものと規定せざるをえないであろう。それは、当時の社会不安と関係しているのである。

そして、ここまでくると、四〇年代をさかいとする米価政策の転換は、つぎの独占資本主義期の米価政策につらなるものだという理解が、自然出てくるのである。そして、またそういう理解は、この四〇年代が、さきにものべておいたように、たんなる「産業資本主義期」ではなくて、独占資本主義への過渡期であったという理解とむすびつくときに、ますます整合的に事態を説明しうるものとなるであろう。この時期の農業恐慌は、日本ではじめての農業恐慌であるが、それもみぎのような経済構造の変化との関連においてとられなければならない現象であろうし、植民地米の移入関税の撤廃にしてもそうである、と考えられるのである。

さて、村上氏は、生産費調査は、いわゆる「中庸農家」つまり反当収量中位 経営中位の農家の生産費を調査し、それを基準として政策をたてようとするものだが、この「中庸農家」の生産費は「原理でいう正しい生産費」（一三四頁）ではない、といわれる。そして、「中庸農家」の生産費と「原理でいう正しい生産費」とのちがいを、克明にとかれるのであるが、いろいろ

つぎに、第二次大戦までの独占資本主義期の分析（第三節）にすすもう。村上氏は、ここで、この時期の米価政策が「中庸農家」の生産費を基準としておこなわれたという事実に注目し、具体的に、そのさいに用いられた生産費概念の内容と生産費調査を分析され、その分析を通して、そこからこの時期の政策の性格をさぐらうとされる。この節の、こういった分析は、氏がこの本の中でもつとも力をそがれたところであるように思われる。そして、それだけに、われわれとしては教えられるところが多い。しかし、ここでも、いろいろ疑問の点がある。それらの疑問の中、生産費調査がよりどころとした生産費概念が古典派の私経営学的側面をうけついだものだという氏の理解にたいする疑問についてはすでにのべたので、またここではくりかえさないこととする。

のちがいの中では、氏がもつとも基本的なちがいとされるのは、「中庸農家」の生産費が、反当収量中位、経営中位の農家の生産費であるのにたいして、「原理でいう正しい生産費」は、限界経営の個別生産費である、という点である。

问题是、この限界経営の個別生産費なるものが、氏のばあい、反当収量最劣位、経営最劣位経営の個別生産費をいみしておられるようと思われる点にある。ここで「ように思われる」というのは、氏ががならずもこういう表現をとつておられないからである。しかし、もしも、氏のいわれる限界経営なるものが、反当収量最劣位という点だけで、いわゆる「中庸農家」とちがうのだとすれば、いいかえれば経営の点では両者ともに中庸であつていいとすれば、両者の個別生産費の差は地代の差に帰着するはずであり、したがって、地代をも合算して「中庸農家」の生産費を計算すれば、両者の生産費は完全に一致することとなる。これでは、生産費調査の生産費と「原理でいう正しい生産費」とのあいだに基本的なちがいがあるというわけにはいかないであろう。氏のいわれる限界経営なるものは、たんに最劣等地の経営といふいで限界をなすのではなくて、同時に経営資本の面でも最劣等の経営であるといふいで限界をなす、と解してよさそうである。

ところで、「原理」ははたして氏のいわれるようないみで限界

経営を考えているのであるうか。そうではないであろう。リカードにしてもマルクスにしても、各土地片の上に投下される經營資本はすべて等量等質として、その上で地代論を展開しているのではなかろうか。そこでは、「經營資本」の差は抽象されているのである。もつとも、そのことを、積極的に表現すれば、經營中位の經營だけが想定されているといつてもいいのであるが、ともかくも、こうして、經營資本の差を抽象した上で、限界投資を考え、その個別生産費をもつて市場規制的生産費としているのである。このように經營資本の差を抽象するという操作は、地代論を純粹に、というのはそれこそ原理的に考察するためには必要な操作であろう。

原理の地代論は、それで当たりるし、またそうしなければうまくとけないのであるが、もう一度、われわれとしてはみぎの操作をもとにまきもどしてみるとができる。そうすると、土地自然にもとづかない經營資本の競争はいぜんとしてそこに貫徹していることを知るであろう。劣等な經營資本をもつ經營は、限界地においてのみでなく最優等地においても、競争によつて排除されざるをえないものである。いわば、その競争の次元において基準となる個別生産費——それは通常のばあい「中庸」の經營の個別生産費に帰着するであろう——が、土地生産物の場合には基準とはならない、つまり市場価値を規制しない、とい

うところに地代論の問題があるのでなからうか。こうして、われわれは、生産費調査の生産費と「原理でいう正しい生産費」とのあいだには、少なくとも抽象的に地代論的に考へるかぎりでは差異がないと考えざるをえないのが、どうであるか。

しかし、それよりも、生産費調査は正しくなくて、原理は正しい、というようなつかまえかたはあまりいみがないのではないか。というのは、いうまでもないことであるが、そもそも生産費調査は、経済学の原理を追求しているのではないからである。その生産費調査にもとづく米価政策にしてもそうである。それを原理に照して正しいとか正しくないとかいってみて、その生産費調査なり価格政策なりを批判したことにはならないであろう。それに、「原理でいう正しい生産費」なるものは、それを氏のようにとらえるにしても、われわれのようになると見えるにしても、具体的な日本なら日本の場で具体的につかまえることができるか、という問題がある。あえて日本といわば

資本家経営が支配的におこなわれている国でもいいが、現実の農業の場においては、契約小作料ひとつとってもいろいろな具体的な要因がその高さの決定に参加するし、また現実の反対は經營の大小優劣によっても影響されていることを考へれば、そういう「原理でいう正しい生産費」を現実の調査でもとめるこ

とができるないということは、あきらかなことであるう。

ところで、生産費調査の生産費概念が「原理でいう正しい生産費」ではない、といわれるばあい、氏にはもうひとつの根拠が用意されているようである。つまり、「原理でいう正しい生産費」は、限界経営に利潤を保証するものであるが、生産費調査の生産費は、たんに「中庸自作農」以上の層にある程度それを保証するにすぎず、中位の小作農にはそれを保証しない。そこでは、たんに小作農の再生産費、つまり費用価格が保証されるにすぎない。まして、「小作農の限界経営に利潤をふくむ生産価格はおろか費用価格すらも保証しない」(一四八頁)。――およそこういった氏の立論は、「限界経営」というところを「最劣位経営」と読みかえれば、それ自体としてまったく正当な立論である、といつていい。しかし、ここでも、やはり、なにゆえに「原理」を物指しとして、正しいとか正しくないとかいうことをいう必要があるのであらうか、という疑問がでてこざるをえないのである。

さて、このようにして、価格政策がよつてもつて基準とした生産費を問題にするばあい、問題の中心は、その生産費が、そもそもいかなる階層の利益をいかに維持しようとして、あるいはいかに無視したか、という点におかれなければならぬのである。村上氏も、もちろん、このことを問題にする。というより

も、氏がこの本でもつとも力を注いでおられるようと思われ、われわれとしても教えられる点が多い。というのは氏がこういった観点で問題を追跡しておられる部分である。ところで、氏は結論として次のようにいわれる。「米穀法および米穀統制法下の米価〔は〕、地主には不当な利益を、中庸自作農には相対的に安定した若干の余剰を、中庸小作農には『損得なし』のギリギリの再生産費を保証しようとしたものであった」（一八〇頁）こと。このばいい中庸以下の小作農には、ギリギリの再生産費すら保証しなかつた、という点についても言及しておられることは、さきにみたとおりである。みぎの結論は、それ自体としてまったく正当な結論だ、といつていいであろう。

ところが、氏は、みぎのような諸階層にあたえる効果の差がうまれたのは「中庸小作農の生産費に小作料を加算しなければならない」という生産費方式」（一八〇頁）によるものであり、そいつた生産費方式はまた「地主制の再生産を可能とする再生産費を政策的に必要とした」（一八〇頁）ということから出てきたものであるといわれるのである。たしかに、価格がいわゆる中庸小作農の個別生産費——ここでは、氏は個別費用価格として觀念しておられるようである——で決定されたとしたら、地主は「不当な利益」を得ることはなかつたらうし、中庸自作農が若干の余剰をえることもなかつたであらう、とも考えられそ

うである。しかし、自作農はさておき、地主小作関係を前提として、もしも価格が、中庸小作農家の個別費用価格で決定されるとしたら、地主小作関係の摩擦はきわめて大きなものにならざるをえないであらう。そして、それこそ小作争議の波をはげしいものにし、中庸小作農の反政府闘争に油をそそぐこととなるであろう。それゆえ、価格をそういう線に引下げることが可能なためには、地主をおさえきり、小作農をおさえきることのできる強力な政治権力を必要とするのである。ところが、この時期の政治権力は、まだそういう力をもつていなかった。そういう力をもつていなかつた段階で農民の闘争を静め、中庸農民を政府の側に引きつけるためにとられた政策である、という点にこそ、この時期の米価政策のいみがあるのでなかろうか。その上、この時期の米価政策は、戦時になるまでは、米価の自由市場を前提にして、政府が流通量を増減することによって自由な市場で形成される価格を調節しよとしたところに、その特徴があるのであって、そこでつくられる価格は、到底中庸小作農の個別費用価格——それは中庸自作農の個別費用価格に一致するであろう——を基準とするものではありえないであらう。まして、氏のいわれる「限界經營」の個別費用価格を基準とするものでありえないことは明白である。そして、そうであれば、地主が「不当な利益」をえたのは、政策にとつてはいわばやむ

をえないことであったといわなければならない。

しかし、これまでのべてきたことであきらかなように、その「不当」性は、自由主義的ないみでの不当性だとされてはならないであろう。それは、自由主義的ないみでは、やむをえない害悪であつても、けつして「不当」ではない。それは、ブルジョアジー一般にとつてではなくて、まさに独占段階のブルジョアジーにとつて「不当」なものとなるのである。氏はこの時期の米価政策を評価するさいに、スマスの「地主の利害は社会の利害と一致する」という論理を引き合いに出されつゝ、独占資本はこの論理をまだ「全面的に否定することができなかつた」（一八一頁）といわれるのであるが、こういいういかたは、この時期のブルジョアジーが独占ブルジョアによって代表されていふという事実に、あまり深い注意をはらわれていないことをあらわしているのではないだろうか。

そして、その点は、最後の節（第四節）である第二次大戦後の時期の米価政策にたいする氏の評価をみると、ますますはつきりする。氏はつきのごときわれる。「独占資本はじめて『地主の利害は社会の利害と一致する』というスマスの論理を投げすて、『地主の利害は社会の利害と対立する』というリカードの論理を自己の食糧政策のプログラムにとりいれることができになった」（一八二頁）と。しかし、どうであろうか。「リカ

アードの論理」——それは穀物条例を廃止したブルジョアジーのイデオロギーだといつていいである——にあつては、土地所有を資本の論理に包摂し、従属させようとはしたが、地主の土地所有そのものを政策的に抑圧するものではなかつたし、ましてそれを政策的に排除するものではなかつた。むしろ土地所有の利害にもとづく政策を排除し、さらにすすんで一般に政策そのものをなくしていくところに、「リカアードの論理」の貫徹をみることができるるのである。

ところが、農地改革に集中的にあらわれた日本の土地政策は、土地所有そのものに政策的な規制をくわえ、地主の土地所有を自作農の所有に転化させる、といきわめてドラスティックなものであった。そして、こういつたドラスティックな政策によって地主の「不当な利益」もある程度否定することができたのであった。その政策は、しかし、「リカアードの論理」からいえば、かえつて「不当」なものである、といわなければならぬであろう。むしろ「リカアードの論理」は、独占資本の論理によつて否定されたのである。この点が明確にならないと、「自由を標榜したリカアード時代のイギリス産業資本」にたいして「自由原理をなげすてた日本の独占資本」（一一〇三頁）といういかたをするにしても、農地改革を遂行したという側面では独占資本は「自由原理」に貫かれていたが、米価政策においては「自由原

理」をなげすてた、という二元論におちいざるをえないのではなかろうか。それでは、独占資本による「自由原理」の放棄も、いささかうでな、あいまいなものになってしまいはしないか、と思われるるのである。

氏は、昭和二五年以降、食管の基本米価が一貫して第二次生産費を上廻り、かくして平均生産費農家の家族報酬は全産業の平均賃銀に匹敵するほどの高さに達している、という事実に注目され、その理由として、農業生産力の向上と農村内部の賃銀水準の低さをあげられる。しかし、この点も、そういった経済的な要因とともに、むしろ、政策が、社会の中間層たる農民層にたいする保護水準を戦前にくらべてはるかに高くひきあげざるをえなくなっていること、そして、それほどに資本主義の矛盾がはげしくなっているという点を重視すべきではないだらうか。このばあい、さらに、この戦後の米価政策が、たんに量的な保護水準の上昇にとどまらず、同時に自由市場をほとんど否定するほどの国家の強力な干与をしてことするかたちでおこなわれてきたこと、そして、そのような保護政策が、他面では、村上氏も最後の「むすび」の項で問題点として出しておられるように、いわゆる景気政策としてのいみをもたされてきていること——それは、資本主義を全機構的に安定させる中で中間層たる農民層の維持をも考えようとするものであろう——を考え

あわせれば、なおさらその点を重視しなければならないということがはつきりするであらう。

ところで、このように、より大きくなつた矛盾をカバーするためにより政策水準をたかめるというありかたは、他方で財政負担をますます大きくするという矛盾を生まざるをえないし、そういう矛盾をおかしても、なお農業の困難が増大するという矛盾も出てくる。こうして、とくに最近の米価政策は、その統制方式、算定方式においてきわめて不安定なものになつてゐるのだ、と考えられるのである。氏の分析では、戦後の米価政策がこのようない不安定な動搖をつづけてゐる面の分析が弱くなつてゐるのであるが、それは、戦後の独占資本が一方でリカアドの「自由原理をなげすて」つつ、同時に「リカアドの論理を自己の……プログラムにとりいれる」というようなあいまいな、いわば二元的なものとしてつかまえられてゐることにもとづくのではなかろうか。そして、そのようなつかまえかたは、農地改革にいたるまでの日本の地主を封建的なものとし、「戦前の政治権力構造は絶対主義的性格を強く保持した」(八四頁)とする理解の当然の帰結であるように思われるるのである。

以上、村上氏の基本的な論理にたいしての疑問と若干の意見を述べたのであるが、あるいは、まったくまちがつた読みかたをして、見当ちがいな疑問や意見をのべてある点があるかもし

書評 村上保男著『穀物価格政策の構造』

れない。もしさういう点があつたら、ご宥恕とともにご教示をお願いしたい。